

緊急時・急変時対応マニュアル

児童支援事業所すまいりー

令和7年4月 作成

緊急時・急変時対応マニュアル

1. 緊急時・急変時とは

緊急時・急変時とは、サービス提供時に発生した利用者の病状の急変、生命の危険等が生じる場合をいう。

障害児通所支援サービス事業における従業者の場合、発達に特性のある利用者を対象としている業務内容からも緊急を要する事故の発生に備えて、事前にその対応方法及び手順を周知徹底し、適切に対処することが求められる。

2. 事故発生予防のための情報収集

(1) 利用者の疾患等の情報収集

- ① 主治医の診断書等によって、利用者の過去の疾患、現在治療中の疾患等の情報を収集する。
- ② 収集した疾患に関する情報を整理する。
- ③ サービス提供の際の事前の検温等のバイタルチェックによって、緊急事態の発生の可能性を予測する。

(2) 利用者や保護者とのコミュニケーション

- ① モニタリング等で利用者や保護者とコミュニケーションを取り、状態の把握に努める。
- ② 利用者や保護者との信頼関係を強化し、情報の発信が出しやすい状況を築くことが大切である。
- ③ 顔色や熱感等の観察による情報も重要である。

3. 緊急連絡先等の整備

(1) 緊急連絡先一覧の作成

緊急時に備えて、素早く対応できるよう利用者の家族、主治医、利用している他事業所等を記載した緊急連絡先一覧を作成しておく。

(2) 医療情報の記録表

緊急時の搬送先が主治医の病院とは限らないため、やむを得ず搬送先に同行した場合は、できる限り、担当医に対して、現在保有している利用者の正確な医療情報を伝えなければならない。そのため、事業所から当該病院にFAXを送付できるよう、次のような医療情報を整理しておく。

- ① 過去の疾患及び現在治療中の疾患
- ② 服用している医薬品名等
- ③ アレルギー情報

4. 緊急時の対応

(1) 緊急連絡

- ① 状態に応じて主治医に連絡または 119 番に通報する
- ② 保護者に連絡をする。
- ③ 必要に応じて、他の利用者に状況を説明し落ち着かせる。
- ④ 本部・管理者に連絡をし、対応を協議する。

(2) 119 番通報

- ① 救急車が迅速に到着できるよう、事前に事業所の案内方法を想定しておく。
(目印となる建造物等の確認)
- ② 利用者の状態を簡潔明瞭に伝える

意識	意識がない	反応がない	ろれつが回らない	
呼吸	呼吸がない	呼吸が速い	遅い	弱い
脈拍	脈拍がない	脈拍が速い	遅い	弱い
体温	実測値	高い	低い	
吐血・下血	色	量	回数	
嘔吐	嘔吐物の色	量	形状	

※状態を記録しておく

(3) 応急処置

医療行為はできないが、状況に応じて可能であれば、次の一般的な処置を行う。

- ・口腔内の異物等の確認及び除去
- ・軌道の確保
- ・人工呼吸
- ・心臓マッサージ
- ・止血
- ・状況に応じ、近くに AED があれば対応

(4) 救急車の誘導と到着後

- ① 道路に出て、救急車を誘導する。
- ② 利用者の状態を落ち着いて説明する。
- ③ 状況を詳しいものが救急車に同乗する。

5. 結果の報告・記録

- (1) 対応結果について、保護者に報告する。
- (2) 緊急事態の発生から対応までの一連の経緯について記録する。特に事故によるものについて、記録に基づき事故の要因分析や具体的な再発防止策を検討・実践していくこととなるため、従業者の記憶の定かな早い段階での確実な事実の確認と記録が求められる。
- (3) 対応手順に問題点がないか等を検討し、以後の対応をさらに向上させる事例として活用する。



近くにいる職員がすぐに対応する。

応急手当

(例)意識がない
骨折した
止血が困難

重度

軽度



救急車 119 番

経過観察

保護者へ連絡

病院の受診

他の子どもの対応

保護者への連絡

医療機関への事故
発生時の状況説明

診断結果の確認と連絡

直接、または連絡帳に

する保護者への連絡

診断結果の確認

その後の経過確認・観察

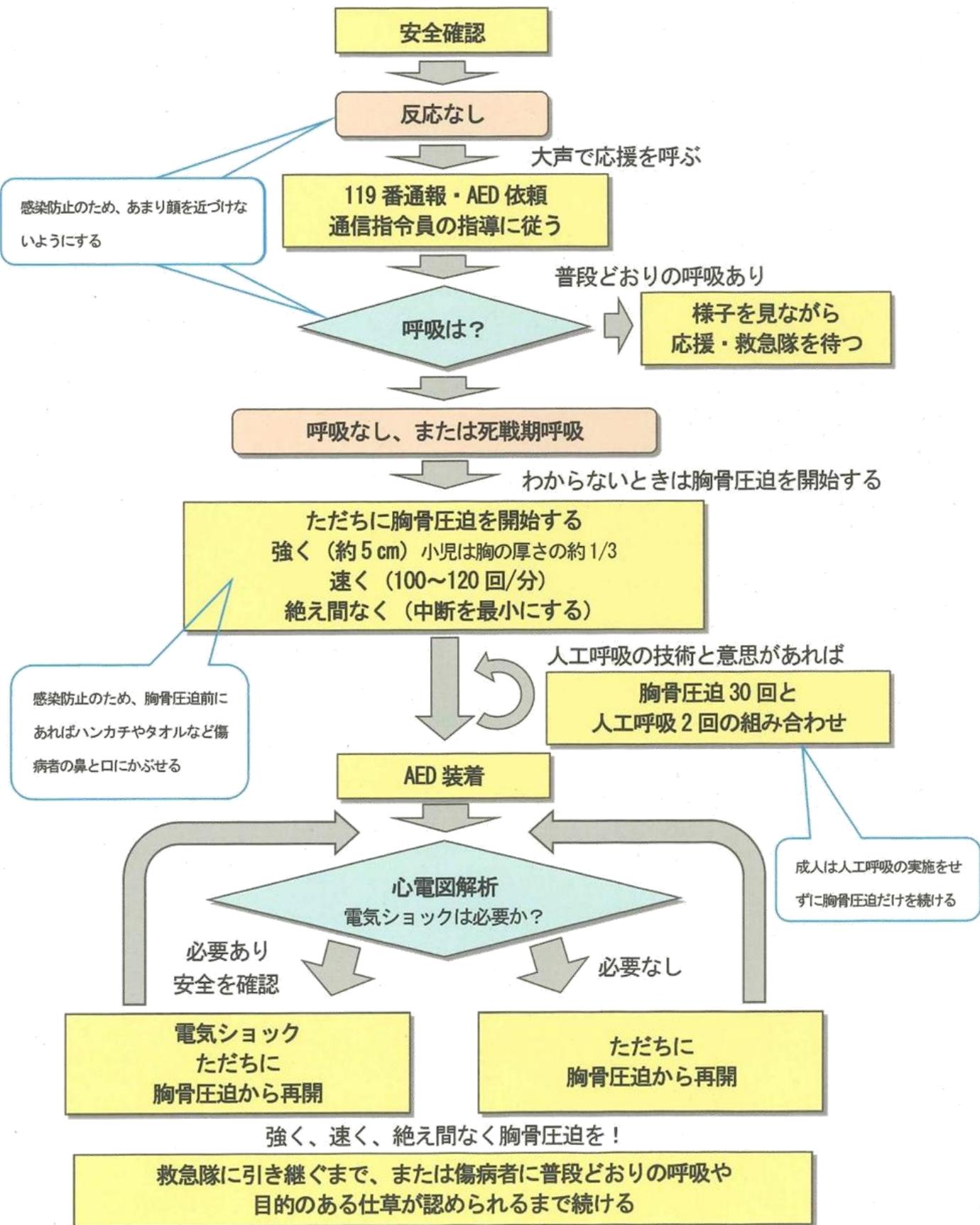
支援・配慮等

事故状況の確認
市役所への連絡

当日の業務終了後：記録作成（重度の場合）は市役所へ提出）

救命処置

心肺蘇生の手順





1. 意識の確認



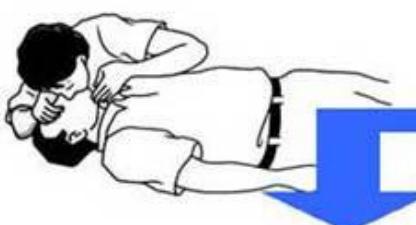
119番

2. 救急車を呼ぶ

3. 気道確保



4. 呼吸の確認



5. 人工呼吸

2回



6. 循環サインの確認



7. 心臓マッサージ

15回

人工呼吸2回、心臓マッサージ15回を繰り返す